

# 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和3年11月29日

分任支出負担行為担当官  
鹿兒島空港事務所長 森島 隆広

## 1. 工事概要

- (1) 工事名  
奄美空港管制塔設備撤去工事
- (2) 工事場所  
奄美空港出張所  
(鹿兒島県奄美市笠利町和野374-4)
- (3) 工事内容  
本工事は、奄美空港のリモートRADIO化に伴い、不要となる装置の撤去を行うものである。
  - 1) 機器撤去
  - 2) 附帯設備撤去
- (4) 工期  
契約締結日の翌平日から令和4年3月18日まで
- (5) 本工事は、資料等の提出、入札等を電子調達システムで行う対象案件である。  
なお、電子調達システムによりがたい者は、発注者の承諾を得て、紙入札方式に代えることができる。
- (6) 本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議した上で工事を実施する週休2日促進工事（受注者希望方式）である。

## 2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。  
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 開札時まで大阪航空局の令和3・4年度一般（指名）競争参加資格者のうち「電気通信工事業」でA又はB等級の認定を受けていること。  
(会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、大阪航空局長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）  
なお、当該資格を有していない者については、「競争参加資格に関する公示」（令和2年10月1日付官報）に記載されている申請方法等により、競争参加資格の申請を受け付ける。

- (4) 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者（2.(3)の再認定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限から開札日までの期間に、大阪航空局長から航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年6月28日付け空経第386号）に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (6) 入札に参加しようとする者（共同企業体にあつてはその構成員。）の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、上記の関係がある場合に、辞退者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、国土交通省航空局競争契約入札者心得第4条の3第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

1) 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- ① 親会社と子会社の関係にある場合
- ② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

2) 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合を除く。

- ① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- ② 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他、2.(6)1)又は2.(6)2)と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

- (7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (8) 当該工事に係る設計業者等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと（詳細については入札説明書を参照すること。）。)
- (9) 入札説明書の交付を受けた者であること。

(10) 施工実績

平成18年4月1日以降に完成・引き渡し完了した、下記の1)または2)の要件を満たす工事（以下「同種・類似工事」という。）の実績を有する者であること（海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度（以下「海外認定・表彰制度」という。）により認定された海外実績も可とする。）。)

なお、当該実績が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局の発注した施工実績の場合においては、工事成績評定の評定点が65点未満のものは除く。

1) 同種工事

- ① 航空保安用の施設又は工作物の新設若しくは更新に係る電気通信工事（※1）
- ② 航空交通管制情報処理システム等の新設若しくは更新工事（※1）
- ③ 航空保安用の施設又は工作物の撤去工事（※2）

2) 類似工事

- ① 航空保安用の施設又は工作物と接続されて所要の目的を発揮する電気通信施設、装置若しくは設備であつて建設業法でいう電気通信工事に該当する工事。
- ② ①項の外、建設業法施行令第15条に該当する公共性のある施設又は工作物に係る電気通信工事。

上記の2件以上の施工実績を有すること。

(注)

※1 訓練及び評価用の無線装置、並びに実験局に使用するものも同種工事とする。  
なお、CORINS登録のないもの（請負額500万円未満）は類似工事とする。

※2 以下の施設の撤去工事は同種工事とする。

イ) 航空交通管制業務に係るレーダー施設

航空交通管制業務に係るレーダー施設とは、航空路監視レーダー、空港監視レーダー、二次監視レーダー、精測進入レーダー、空港面探知レーダーをいう。

ロ) ILS施設

ハ) 航空交通管制業務に係る管制卓（通信制御装置）

航空交通管制業務とは、航空路管制、ターミナルレーダー管制、進入管制、着陸誘導管制及び飛行場管制業務をいう。

ニ) 航空交通管制情報処理システム等

航空交通管制情報処理システム等とは、飛行情報管理システム、航空路レーダー情報処理システム、ターミナルレーダー情報処理システム、ターミナルアルファニューメリック表示システム、洋上管制データ表示システム、空域管理システム、航空交通流管理システムをいう。

ホ) VOR/DME（若しくはTACAN）施設は、VOR、TACAN、DMEの単独工事も同種とする。

ヘ) 航空運航情報業務のうち運航援助情報業務の放送業務に係る通信制御装置又は対空援助業務に係る通信制御装置

ト) 対空通信施設（A/G、RAG、ATIS、RCAG及びAEIS）又はNDB施設

(11) 配置予定の技術者

次に掲げる要件を満たす主任技術者又は監理技術者（電気通信工事）を本工事に専任で配置できること。

ただし、建設業法第26条第3項に該当しない場合は、専任の義務は要しない。

なお、本工事は特例監理技術者の配置は認めない。

1) 平成18年4月1日以降に、元請けとして完成・引き渡し完了した以下の①又は②の要件を満たす工事の経験を有すること（海外認定・表彰制度により認定された海外実績も可とする。）。

なお、当該実績が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局の発注した施工実績の場合においては、工事成績評定の評価点が65点未満のものは除く。

①同種工事

航空保安用の施設又は工作物の新設若しくは更新にかかる電気通信工事。ただし、一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事成績情報システム（CORINS）」に登録されていないものは類似工事とする。

②類似工事

下記のイ) またはロ) の要件を満たす工事。

イ) 航空保安用の施設又は工作物と接続されて所用の目的を発揮する電気通信施設、装置若しくは設備であって建設業法でいう電気通信工事に該当する工事。

ロ) イ) の外、建設業法施行令第15条に該当する公共性のある施設又は工作物に係る電気通信工事。

2) 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

3) 当該技術者について、入札者との直接的かつ恒常的な雇用関係が明示されること。

(12) 大阪航空局が発注した電気通信工事で、平成31年4月1日以降に完了した工事の施工実績がある場合においては、これらに係る工事成績評定の平均が65点以上であること。

### 3. 入札手続方法等

#### (1) 担当部局

〒899-6492

鹿児島県霧島市溝辺町麓838

国土交通省 大阪航空局 鹿児島空港事務所 総務部 会計課

TEL 0995-58-4443 内線1206

#### (2) 入札説明書の交付方法

本日より令和3年12月14日まで（但し、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日を除く。）の間、縦覧に供するとともに、必要とする者に対し無償で貸与する。ただし、関係書類の返却に要する費用は実費負担とする。

なお、3.(1)の交付場所以外で入札説明書等の交付を希望する場合は、3.(1)に事前連絡をした上、大阪航空局管内の空港事務所等で交付を受けることができるものとする。

また、郵送（着払い）による交付を希望する場合は、3.(1)に連絡を行い交付を受けることができる。その場合、郵送の事故（遅延等）について責任は負わない。

上記のほか、電子データによる配布も行う。電子データによる受取を希望するものはその旨をcab-koj-kaikei@mlit.go.jp宛メールで連絡すること。その際、メール本文に件名、社名、担当者名及び送付先メールアドレスを記載すること。

#### (3) 申請書及び資料等の提出期限

令和3年12月15日14時00分まで

(a) 電子調達システムによる参加を希望する者は、提出期限までに申請書及び資料を下記3.(5)に掲げるURLに提出しなければならない。

(b) 紙入札方式による参加を希望する者は、提出期限までに申請書及び資料を上記3.(1)に掲げる場所に提出しなければならない。

#### (4) 入札書の提出日時

令和4年1月12日9時00分から17時00分まで

電子調達システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得て紙入札とする場合は、入札日時までに3.(1)あて持参すること。（郵送又は託送による提出は認めない。）

#### (5) 電子調達システムのURL及び問い合わせ先

電子調達システム <https://www.nyusatsu.geps.go.jp/OMP/Accepter/>

3.(1)の問い合わせ先と同じ。

#### (6) 開札日時及び場所

令和4年1月13日10時00分 鹿児島空港事務所3階入札室

#### 4. その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
  - 1) 入札保証金 免除
  - 2) 契約保証金 免除
- (3) 入札の無効  
本公告に示した競争参加資格のない者がした入札、申請書又は資料に虚偽の記載を行った者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 配置予定監理（又は主任）技術者の確認  
落札者決定後、CORINS等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。  
なお、種々の状況からやむ得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。
- (5) 手続きにおける交渉の有無 無
- (6) 契約書作成の要否 要
- (7) 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- (8) 関連情報を入手するための照会窓口 3.(1)に同じ。
- (9) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加 2.(3)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も 3.(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争入札に参加するためには、開札の時に於いて、2.(3)に掲げる資格の認定を受けていなければならない。
- (10) その他詳細は入札説明書による。